

入札説明書

令和 7 年度札幌市告示第4458号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和 7 年（2025年）10月31日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課 在宅福祉係

電話 011-211-2936 (FAX 011-218-5181)

メールアドレス zaitaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

- (1) 業務名 旧身体障害者自立支援事業利用者支援事業 公営住宅除雪業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 令和 7 年12月 1 日から令和 8 年 3 月31日までとする。
- (4) 履行場所 札幌市西区山の手 2 条 2 丁目（詳細は仕様書による。）
- (5) 入札書の記載方法

入札は単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じるときは、端数切捨て）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 令和 4 ～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）における登録業種に大分類「一般サービス業」及び中分類「除雪サービス業」があり、所在地が「市内」と登録されている者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 次に掲げる者が同一入札に参加していないこと。
 - ア 事業協同組合等の組合と当該組合員との関係にある者
 - イ 親会社と子会社の関係にある者
 - ウ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者
 - エ 役員又は会社更生法第67条第 1 項又は民事再生法第64条第 2 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）が他に参加している会社の役員を現に兼ねている者
 - オ 役員が他に参加している会社の管財人を現に兼ねている者
- (5) 過去 2 年間に同規模の施設で除雪業務の履行実績があり、本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

5 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先
上記 2 に同じ。
- (3) 入札書の提出期限
令和 7 年11月10日（月）17時00分（送付による場合は必着のこと。）
- (2) 開札の日時及び場所
令和 7 年11月10日（月）17時05分
札幌市役所本庁舎 3 階南側 障がい保健福祉部障がい福祉課事務室内（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）
- (3) 入札書の提出方法

- ア 入札書は、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 7 年11月10日17時05分開札【旧身体障害者自立支援事業利用者支援事業 公営住宅除雪業務】の入札書在中」の旨記載し、上記 2 宛てに入札書の受領期限までに提出すること。
- イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和 7 年11月10日17時05分開札【旧身体障害者自立支援事業利用者支援事業 公営住宅除雪業務】の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 宛てに入札書の受領期限までに送付すること。
- (4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答
- ア 送付方法
電子メールの件名を「質問（旧身体障害者自立支援事業利用者支援事業 公営住宅除雪業務）」とし、本文に質問内容、法人名、担当者名、連絡先（電子メールアドレス、電話番号）を記載して送付すること。原則として、画像データ等のファイル添付は認めない。
- イ 送付先及び提出期限
メールアドレス（zaitaku@city.sapporo.jp）宛てに、上記 1 の告示の日から令和 7 年11月 4 日（火）16時までに送付すること。
- ウ 回答
回答は、電子メールにより随時行うとともに、令和 7 年11月 6 日（木）17時までに、ホームページに掲載する（法人名等は記載しない）。
- (5) 入札の無効
- ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者の入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。
- (6) 入札の延期等
- 次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し又はこれを取り消すことがある。
- ア 入札者が相連合する、不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。
- ウ 調達を取りやめた又は調達内容の仕様等に不備があったとき。
- (7) 代理人による入札
- ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状を提出しなければならない。
- イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (8) 開札
- ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うことができる。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内に入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

6 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることができない。

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された、予定価格の制限の範囲内における最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札候補者として落札保留の上、下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査する（事後審査方式）。落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）に、一般競争入札参加資格確認申請書及び上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書面を提出し、書類に関して説明を求められた場合はそれに応じなければならない。なお、書類の提出が無い場合は、当該落札候補者を入札参加資格を有しない者とみなす。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付をしなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、その後市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印をするものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印をしたときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

契約書（案）のとおり。

(8) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由

について、原因となった事実を知った又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

持参により提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。